

郵便で投票できる制度があります。

(郵便等投票証明書の事前申請が必要です。)

～郵便等投票証明書を事前申請の上、

選挙期日の4日前までに投票用紙等の

交付の請求をお願いします～



町のマスコット
「ジャンプ君」

熊取町選挙管理委員会

次のいずれかに該当する人は、郵便等による不在者投票制度の利用ができます。

	障害の種別	障害の程度
身体障害者手帳を 交付されている方※	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級又は3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳を 交付されている方※	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を 交付されている方	_____	要介護状態区分が 要介護5

※手帳の記載ではっきりしないときは、この障害の程度に該当する旨の証明(身体障害者手帳については町長、戦傷病者手帳については知事)が必要です。

郵便等による不在者投票制度を利用する方は、
「郵便等投票証明書」が必要となります。

<申請方法>

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記載し、氏名欄に選挙人の方が直接署名（点字を除く。また代理記載制度の証明手続きを同時に行う場合は、署名不要。）した上で、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険の被保険者証」を添えて申請してください。

<証明書の有効期間>

交付日から7年間です。ただし、要介護者については、交付日から要介護認定の有効期間の末日までとなります。

すでに、証明書の交付を受けておられる方で、有効期限の切れる方は、再度申請を行い、新しい証明書の交付を受けてください。

郵便等による不在者投票のできる人で、次のいずれかに該当する人は、
「代理記載制度」の利用ができます。

	障害の種別	障害の程度
身体障害者手帳を 交付されている方※	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳を 交付されている方※	上肢又は視覚の障害	特別項症～第2項症

※手帳の記載ではっきりしないときは、この障害の程度に該当する旨の証明（身体障害者手帳については町長、戦傷病者手帳については知事）が必要です。

代理記載制度を利用する方は、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、
「代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続」と
「代理記載人となるべき者の届出手続」が必要となります。

◇代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

「公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書」に必要事項を記載し（署名不要）、郵便等投票証明書と身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳を添えて申請します。

◇代理記載人となるべき者の届出手続

代理記載人となるべき人（選挙権を有するものに限る。）を1人決め、「代理記載人となるべき者の届出書」に必要事項を記載し（署名不要）、郵便等投票証明書と代理記載人となるべき者による「同意書及び宣誓書」（代理記載人の署名が必要）を添えて申請します。

郵便等による不在者投票制度を利用した投票方法

①投票用紙等の交付の請求

選挙の際には、選挙期日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示して、投票用紙等の請求を「郵便等による不在者投票請求書」により行ってください。この請求は、選挙期日の公(告)示日前でもできるので、郵便等の送付期間等を見込んでなるべく早めに手続きをしてください。

■代理記載制度を利用しない選挙人の場合

投票用紙の請求をする書面には、必ず選挙人の署名（点字を除く）が必要です。

■代理記載制度を利用する選挙人の場合

投票用紙を請求する書面の選挙人の氏名欄には、選挙人の代理記載人が代理で選挙人の氏名を記載するとともに、代理記載人の署名が必要です。

②投票の記載

投票用紙等は、選挙人の手元に直接郵便等で送付されます。投票の記載は、選挙期日の公(告)示日の翌日以降、選挙人の現在する場所で行ってください。

■代理記載制度を利用しない選挙人の場合

投票の記載は、必ず選挙人ご自身で行い（代理人による投票の記載はできません）、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に「投票記載の年月日」と「投票記載の場所」を記載し、あわせて選挙人の署名（点字を除く）をします。

■代理記載制度を利用する選挙人の場合

郵便等投票証明書に記載されている代理記載人が、選挙人の指示する候補者名等を投票用紙に記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に投票記載の年月日と場所、投票者氏名の記入及び代理記載人の署名をします。

③投票の送付

投票済みの投票用紙が入った封筒は、別の送致用封筒に入れ、熊取町選挙管理委員会に必ず郵便等で送付してください。

※選挙管理委員会の委員長は、投票済みの投票用紙を投票所の閉じる時刻までに、投票管理者に送致する必要がありますので、投票の記載を終えた後は、すみやかに郵送等で送付してください。

郵便等投票証明書の交付申請の流れ

選挙人	選挙管理委員会
<p>①郵便等投票証明書交付申請書作成 署名。ただし、代理記載制度により投票を行うことができる者である証明手続を同時にする場合は不要。</p> <p>②交付申請書の提出 </p> <p>身体障害者手帳、戦傷病者手帳（これらの手帳の記載ではっきりしないときは、両下肢等の障害の程度を証する書面が必要）、介護保険の被保険者証を添付</p> <p>⑦証明書の受領・保管   </p> <p>有効期間7年 ただし、要介護者については交付日から要介護認定の有効期限の末日まで。</p>	<p>③申請の受付・申請書の審査</p> <p>④身体障害者手帳等との確認</p> <p>⑤証明書の交付決定</p> <p>⑥証明書の交付、選挙人名簿の整理</p>

郵便等による不在者投票の手続きの流れ

選挙人	選挙管理委員会
<p>①郵便等による不在者投票請求書の作成 署名。ただし、代理記載制度を利用する選挙人の場合は、代理記載人の署名。</p> <p>②投票用紙等の請求  (選挙期日の4日前まで) 請求する際は、郵便等投票証明書の提示が必要。</p> <p>⑦投票用紙の受領   </p> <p>⑧投票（現在場所） 外封筒に投票年月日及び場所の記載並びに署名。代理記載制度を利用する選挙人の場合は、代理記載人の署名。</p> <p>⑨郵送 </p> <p>送付用封筒の表面に投票中の旨を表示</p>	<p>③請求の受付・請求書の審査</p> <p>④選挙人名簿との対照</p> <p>⑤投票用紙等の交付決定</p> <p>⑥投票用紙等の交付、選挙人名簿の整理</p> <p>⑩投票用紙等の受領・受理・保管</p> <p>⑪投票管理者に送致</p>

お問い合わせ先
熊取町選挙管理委員会（総務課内）
電話：072-452-1003
〒590-0495
大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号（役場北館2階）
soumu@town.kumatori.lg.jp

